

府当局、府人勸を受けて一時金(ボーナス)引下げを提案 コロナ禍で懸命に頑張る職員・教職員の奮闘に応えよ



「令和2年9月議会(後半)に条例改正案を提出予定」としています。なお、協議期間は11月12日としています(提案の詳細は別掲)。提案にあたり、企画厚

10月27日の府人事委員会勧告を受け、府当局は28日、府労組連(大教組・府職労)に対し、一時金の引下げを提案しました。府労組連は、その場で引下げに反対であることを表明するとともに、今後、折衝・交渉を強化します。

提案では府人事委員会勧告どおり「(1) 期末手当の年間支給月数を2・60月から2・55月に引き下げる。(2) 令和2年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分」とし、

生課長は「府人事委員会勧告どおり実施したい。そのため、協議期間が短くなっているがご理解、ご協力をお願いしたい」と述べました。これに対し、府労組連は以下の3点を述べ、真摯な協議を求めました。

景気回復に逆行する提案

(1) コロナ禍の中、世界的には、家計・消費を応援する施策を重視し、景気回復をはかろうとしている。今回の引下げはその流れに反するものであり、認められない。景気回復のメドが立たず、30万を超える企業が廃業や倒産の危機に直面している。今こそ、労働者全体の賃金引上げが求められている。

(2) この間、府職員・教職員の賃金は他府県に例のない賃金抑制をされている。昨年も府人事委

員会の勧告に反し、月例給の引上げを見送っている。他府県の職員と比較しても、民間労働者と比較しても大幅に減らされている実態がある。とりわけ、大阪はコロナ感染拡大が近隣の府県と比較しても深刻化しており、職員・教職員の働き方は過労死基準を大きく上回っている。その士気を奪うものとなる引下げは、まったく納得できない。

(3) コロナ禍のもと、勧告の時期が遅れるなど諸般の事情もあり、異例の交渉日程となることはやむを得ないと考えるが、私たちの要求を受けたいうで、真摯に労使協議を重ねるのが、本来の労使間の

ルールであり、時期をあらためて、別途要求書を提出し、真摯な協議を求める。

今回の提案に対する協議については、短期間ではあるが、今後の折衝・交渉で、職場からの声を真摯に受け止め、実りあるものとなるようお願いする。

職場からの声を集め、交渉強化

府労組連は12日の交渉期限に向け、折衝・交渉を強めるとともに、秋季年末要求の実現に向けて取り組みを進めます。

今後の交渉日程

- 事務折衝
11月 2日(月)
- 交渉
11月12日(木)
- 府労組連闘争委員会
11月12日(木) 19時
エルおおさか708

令和2年10月28日

期末手当の支給月数の見直しについて(提案)

1 提案理由

令和2年人事委員会勧告を踏まえ、期末手当について、支給月数を見直すこととする。

2 提案内容

(1) 期末手当の年間支給月数を2.60月から2.55月に引き下げることとする。

(2) 令和2年度は12月期の期末手当を引き下げ、令和3年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分する。

※職員区分や年度毎の支給月数については、別紙参照。

(裏面に掲載)

3 実施時期

条例公布の日(令和3年度以降の支給月数の見直しは、令和3年4月1日)

※令和2年9月(後半)議会で条例改正案を提出予定

4 協議期限

令和2年11月12日

(1) 常勤職員（一般職）

(別紙)

① 再任用職員以外の職員

年度	職員区分	6月期		12月期		年間
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
令和2年度	一般職員 【特定管理職員以外】	1.300月 (支給済)	0.950月 (支給済)	1.250月 (現行1.300月)	0.950月 (現行0.950月)	4.450月 (現行4.500月)
	一般職員 【特定管理職員】	1.100月 (支給済)	1.150月 (支給済)	1.050月 (現行1.100月)	1.150月 (現行1.150月)	4.450月 (現行4.500月)
	指定職給料表 適用職員	0.700月 (支給済)	1.000月 (支給済)	0.650月 (現行0.700月)	1.000月 (現行1.000月)	3.350月 (現行3.400月)
	任期付研究員 特定任期付職員	1.700月 (支給済)	—	1.650月 (現行1.700月)	—	3.350月 (現行3.400月)
令和3年度以降	一般職員 【特定管理職員以外】	1.275月	0.950月	1.275月	0.950月	4.450月
	一般職員 【特定管理職員】	1.075月	1.150月	1.075月	1.150月	4.450月
	指定職給料表 適用職員	0.675月	1.000月	0.675月	1.000月	3.350月
	任期付研究員 特定任期付職員	1.675月	—	1.675月	—	3.350月

② 再任用職員

年度	職員区分	6月期		12月期		年間
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
令和2年度	一般職員 【特定管理職員以外】	0.725月 (支給済)	0.450月 (支給済)	0.725月 (現行0.725月)	0.450月 (現行0.450月)	2.350月 (現行2.350月)
	一般職員 【特定管理職員】	0.625月 (支給済)	0.550月 (支給済)	0.625月 (現行0.625月)	0.550月 (現行0.550月)	2.350月 (現行2.350月)
	指定職給料表 適用職員	0.375月 (支給済)	0.525月 (支給済)	0.325月 (現行0.375月)	0.525月 (現行0.525月)	1.750月 (現行1.800月)
令和3年度以降	一般職員 【特定管理職員以外】	0.725月	0.450月	0.725月	0.450月	2.350月
	一般職員 【特定管理職員】	0.625月	0.550月	0.625月	0.550月	2.350月
	指定職給料表 適用職員	0.350月	0.525月	0.350月	0.525月	1.750月

(2) 非常勤職員（会計年度任用職員）

年度	6月期		12月期		年間
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
令和2年度	1.300月 (支給済)	—	1.250月 (現行1.300月)	—	2.550月 (現行2.600月)
令和3年度以降	1.275月	—	1.275月	—	2.550月